

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月まで、A県B町に所在したC会社D炭鉱で就労していた。被災者は、平成〇年〇月〇日付けで労働局長から症状確認日を平成〇年〇月〇日として「じん肺管理区分管理2、PR1、続発性気管支炎、要療養」と決定され、E医院、F病院及びG病院で療養を続けていたが、平成〇年〇月〇日に死亡した。

G病院の死亡診断書によると、直接死因として「急性肺炎」、その原因として「慢性気管支炎」、その原因として「塵肺症」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、H医師の平成〇年〇月〇日付け意見書における「肺炎が改善されず、全身状態が次第に悪化したのは、基礎疾患であるじん肺、続発性気管支炎等があったためである。」旨の所見を根拠として、被災者はじん肺により死亡した旨主張している。

(2) そこで、被災者のじん肺及び続発性気管支炎の状態について、医証に基づき、検討すると、次のとおりである。

ア 平成〇年から平成〇年の間に提出されたじん肺に関する診断書の検査結果に関しては、決定書理由第2の2の(1)のオに掲げるとおりである。

イ 被災者のじん肺及び続発性気管支炎の経過について、各医師の意見をみると、同第2の2の(2)のイに説示するとおりであり、その要旨は、次のとおりである。

(ア) I医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「初診時(平成〇年〇月〇日)より両肺野の小粒状影がみられ、軽度の不整形陰影も認めた。粒状影は1/2でp(径は1~2mm程度)、不整形陰影も1/2であり、平成〇年の当院終診(平成〇年〇月〇日)に至るまでほとんど変化はなかった。」「肺機能は初診時より終診に至るまで軽度低下のまま推移しており、有意の変化はなかった。」「じん肺と続発性気管支炎については胸部X線写真所見も肺機能も初診時より終診時に至るまで著変無く、気管支炎の増悪もしばしばみられたが、7日間の経口抗生剤投与で改善した。」「じん肺症とその合併症のために直ちに生命の危険が及ぶような状態であったとは考えにくい。」と述べている。

(イ) J 医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「胸部 X 線写真では、入院時（平成〇年〇月〇日）から認められた気腫性変化や粒状影には変化なし。」「続発性気管支炎に関しては、咳嗽などは入院時のみで以降は余り見られなかったが、喀痰の持続的な吸引は必要であった。」「じん肺及び合併症が生命危機をもたらすような重篤とは考えられなかった。」と述べている。

(ウ) K 医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「じん肺の病状は、平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日及び平成〇年〇月〇日撮影の X 線写真では、粒状影に関してはほとんど変化は無く 1 / 2 と判断され、じん肺病像については P R 1 のまま大きな変化は無く推移している。」「肺機能障害については、平成〇年までの 1 次検査結果はほぼ正常値であり、2 次検査結果もほぼ良好な値を呈していることから、著しい肺機能障害があったとは認められない。」「続発性気管支炎についても、検査結果ではたんの量に大きな変化は無く安定した状態であったと判断する。」と述べている。

ウ 以上のおり 3 名の医師は、被災者のじん肺の状態について、管理区分決定時から死亡時までほとんど増悪することなく推移し、じん肺による著しい肺機能障害も認められず、続発性気管支炎についても生命に危険を及ぼすような状態に至らないままに経過していたとの意見でほぼ一致しており、当審査会としても、被災者のじん肺の状態は、生命に危機をもたらすような状態ではなかったものと判断する。

(3) 次に、被災者の死亡原因である「急性肺炎」の原因については、決定書理由第 2 の 2 の (2) のウに説示するとおり、当審査会としても、主治医である H 医師が「肺炎の原因は誤嚥によるものであり、胃ろうをしていても誤嚥は起きる。」旨述べていることからみて、じん肺や続発性気管支炎によるものではなく、誤嚥により肺炎を発症したものであると判断する。

(4) そこで、被災者が死亡するに至った原因について検討すると、以下のとおりである。

ア K 医師は、上記意見書において、要旨、「死亡に至るまでの一連の経過を見ると、被災者は 86 歳と高齢であって、胃ろうも造設しており、肺炎を繰り返したために徐々に全身状態が悪化し、心不全を合併して最終的に死亡に至った。」と述べている。

イ これに対し、H医師は、上記意見書において、要旨、「感受性テスト等による種々の抗生剤投与にもかかわらず、肺炎が改善されずに全身状態が次第に悪化したのは、基礎疾患であるじん肺、続発性気管支炎等があったためだと考える。」と述べているが、平成〇年〇月〇日付け面接聴取記録書においては、要旨、「誤嚥を起こしたため、胃ろうによる栄養補給のみであったことも体力が弱った証拠である。平成〇年〇月〇日胸CT所見で心不全による胸水が認められた。」と述べている。

ウ 当審査会としては、上記のとおり、被災者のじん肺及び続発性気管支炎は比較的安定した状態で推移していたことや、被災者が、高齢であり、認知症も相当程度進行していて、誤嚥性肺炎を繰り返していたことなどに鑑みると、K医師の所見は妥当であると思料する。したがって、被災者の死亡とじん肺及び合併症との間に相当因果関係は認められず、被災者の死亡は、業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

(5) なお、請求人らの再審査請求の理由等における主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するものは見出すことはできなかった。

(6) また、請求人が被災者の肺活量などの検査値に関して疑問を呈しているが、肺機能検査の数値として示されている%肺活量は、性別、年齢、身長から予測される肺活量に対する実測値の割合を表している数値であり、請求人が主張したように、被災者と同年代の人の数値と比較してどうかという点を考慮に入れたものであることを付言する。

(7) 以上のことから、当審査会としては、被災者は、肺炎を繰り返したために徐々に全身状態が悪化し、心不全を合併して最終的に死亡するに至ったものであり、被災者の死亡は、業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。